

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	令和6年4月1日他			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 75.0% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など ◆本会の活動頻度 年4回開催の講演会開催 2回の研修会 他 ◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など100名程度の参加 県内外の情報を収集し、議会での質問に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	令和6年4月分～令和6年9月	1.
		合計 30,000 円 充当額 30,000 円×75.0%=22,500 円		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名 称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目 的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広 報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会 員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会 費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

【新生奈良研究会について】（平成 29 年 10 月 17 日）

新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換していく組織である「新生奈良研究会」を平成 4 年、奈良日日新聞創刊 95 周年記念事業として発足。

平成 17 年度に諸般の事情で一時休会したものの、19 年 10 月に再開。講師に県内外の各界専門家、有識者らを招いて研修、意見交流会を行い、会員の研究、研鑽を活発に活動している。

現在は県各界のトップリーダーら約 140 人で構成。年 4 回、多い時は 5 回の講演会を開催、そのうち 3 回は講演終了後に講師と会員、さらに会員同士で意見や情報を交換する意見交流会を行っている。

また、年 2 回の視察研修会を実施。現地に足を運び実際に見聞し、現地の方と相互交流するなど研鑽に努めている。

19 年 10 月 26 日	再開記念総会講演会	古賀誠・自民党選挙対策委員長
20 年 2 月 6 日	新春例会講演会	宇陀英次・セールスフォース・ドットコム社長
5 月 13 日	5 月例会講演会	千田稔・奈良県立図書館長
8 月 5 日	8 月例会講演会	荒井正吾・奈良県知事
10 月 2 日	新年度総会講演会	樋口武男・大和ハウス会長
21 年 2 月 7 日	新春例会講演会	小池百合子・衆院議員
5 月 22 日	5 月例会講演会	網谷幸二・洋画家
8 月 6 日	8 月例会講演会	荒井正吾・奈良県知事
10 月 30 日	新年度総会講演会	谷村新司・音楽家
22 年 2 月 3 日	新春例会講演会	森本達幸・奈良県立郡山高校野球部名誉監督
5 月 27 日	5 月例会講演会	山本健治・コメンテーター
9 月 9 日	9 月例会講演会	奥田喜則・奈良県副知事
12 月 1 日	新年度総会講演会	中井正嗣・千房社長
23 年 2 月 3 日	新春例会講演会	魚谷雅彦・日本コカ・コーラ会長
5 月 13 日	5 月例会講演会	北岡伸一・東京大学大学院法学政治学研究科教授
8 月 4 日	夏季例会講演会	武末文男・奈良県医療政策部長
11 月 2 日	新年度総会講演会	野村忠宏・柔道家
24 年 2 月 23 日	新春例会講演会	樋口泰行・日本マイクロソフト社長
6 月 6 日	6 月例会講演会	立原啓裕・大阪芸術大学客員教授
8 月 22 日	8 月例会講演会	前田努・奈良県総務部長
11 月 8 日	新年度総会講演会	駒田徳広・元プロ野球選手
11 月 28 日	秋季研修会	月山日本刀鍛錬道場

- 25 年 2 月 6 日 新春例会講演会 山口昌弘・近畿日本鉄道会長
「奈良と近鉄～地域とともに、歴史文化とともに～」
- 4 月 16 日 春季研修会 大和ハウス工業総合研究所
- 6 月 19 日 6 月例会講演会 越智直正・タビオ会長
「夢・理想・志」
- 9 月 10 日 9 月例会講演会 荒井正吾奈良県知事
「エビデンスで奈良を元気にしよう」
- 11 月 13 日 新年度総会講演会 金本知憲・プロ野球解説者
「人生賭けて～苦しみの中には必ず成長があった～」
- 12 月 20 日 特別研修講演会 吉川元偉・国際連合日本政府代表部特命全権大使
「国連と日本」
- 26 年 1 月 21 日 新春研修会 観光特急「しまかぜ」乗車・伊勢神宮参拝
- 2 月 21 日 新春例会講演会 山中光茂・松坂市長
「市民が『役割と責任』をもつまちづくり」
- 5 月 13 日 5 月例会講演会 養豊・あべのハルカス美術館名誉会長
「美術館が街づくり～文化が人をつくり、街を変える～」
- 7 月 23 日 夏季視察研修会 陸上自衛隊大久保駐屯地視察研修
- 9 月 2 日 9 月例会講演会 福井義尚・奈良県観光局長
「多くの観光客で賑わう 2020 年の奈良をめざして」
- 11 月 12 日 新年度総会講演会 野中広務・元自民党幹事長
「昭和世代からの遺言」
- 27 年 2 月 6 日 新春例会講演会 国定浩一・経済評論家
「これからの日本経済」
- 5 月 19 日 春季研修会 歴史と浪漫が佇む街「五條市」視察研修会
「藤岡家住宅」「市立五條文化博物館」「五條新町」
- 6 月 8 日 6 月例会講演会 山本梁介・スーパーホテル会長
「スーパーホテルの『仕組み経営』」
- 8 月 18 日 8 月教育研修会 木村泰子・前大阪市立大空小学校校長
堀智晴・インクルーシブ共生研究所長
「教育のあり方を語る～インクルーシブな社会を担う子どもたちに～」
- 9 月 2 日 9 月例会講演会 渡邊颯一郎・奈良県医療政策部長
「奈良県の医療提供体制について～地域医療構想の策定に向けて～」
- 11 月 13 日 新年度総会講演会 村田諒太・プロボクサー
「改善主義～プロボクサーとして目指すもの～」

- 28年2月2日 新春例会講演会 辻本憲三・カプコン会長
「世界最高の製品づくりへの創意工夫と数値経営」
- 6月6日 6月例会講演会 小嶋淳司・がんこフードサービス会長
「『がんこ』の起業と経営から」
- 7月25日 7月教育研修会 堀真一郎・きのくに子どもの学園理事長
「教育改革は体験学習から～きのくに子どもの村学園の挑戦～」
- 9月13日 9月例会講演会 土井敏多・奈良県健康福祉部長
「くらしやすい奈良をつくる～健康長寿・福祉の取り組み」
- 10月14日 新年度総会講演会 森章・森トラスト会長
「森トラストグループの経営戦略と地方におけるまちづくりのあり方」
- 11月18日～19日 陸前高田市視察研修会
「東日本大震災から5年、震災の記憶を次世代につなぐ」
- 11月21日 11月例会講演会 藤沢久美・シンクタンク・ソフィアバンク代表
「『官民協働』が、イノベーションの鍵を握る」
- 29年3月28日 新春例会講演会 塩崎祥平・映画監督
「映画製作の意味と可能性」
- 6月13日 「ソーラーシェアリング先駆事業者」視察研修会
「再生可能エネルギーで農業を再生」
- 6月26日 6月例会講演会 高市早苗・総務大臣
「くらしの中の総務省」
- 9月25日 新年度総会講演会 三浦大輔・横浜DeNAスペシャルアドバイザー
「逆境での闘い方～折れない心をつくるために」
- 10月6日 10月例会講演会 荒井正吾・奈良県知事
「なら新都づくりの夢を語る」

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和6年4月1日他			
年会費名	JAならけん大和郡山市経営者クラブ 年会費			
相手方	JAならけん大和郡山市経営者クラブ			
年会費支払目的	県内外の農業経営、県特産物の販売などの情報を収集し、県の農業政策などの議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県農業経営、人材育成など全般に関する講演会・県外視察、農業経営者との情報交換、勉強会など ◆本会の活動頻度 年2回程度の講演会及び意見交換会と視察研修会、年数回の地域活動など ◆参加者の状況 農業経営者、農協関係者、地方議員など 県内の農業に関する情報収集に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	会費	8,334 円	令和6年4月 5月	2
	年会費	41,666 円	令和6年6月～令和7年3月	59
	合計 50,000 円 8,334 円×66.6%=5,550 円 41,666 円×66.6%=27,749 円 33,299 円 充当			
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

J Aならけん大和郡山市経営者クラブ規約

(名称)

第1条 本会はJ Aならけん大和郡山市経営者クラブと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部統括課に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡を密にし、親睦を図り、情報交換や勉強会を行い、真の経営者をめざして経営者能力を高めるとともに、ゆとりとうるおいのある生活がおくれるよう研鑽を積む。また、地域でのコミュニケーションを深め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、郡山・生駒地区管内の農業経営者及び会長並びに役員会において認められた者で、この規約を認める者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、農協や公的機関などの協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡強調に関する事業
- (2) 会員相互の研究に関する事業
- (3) その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	1名	監事	2名
顧問	1名		

(役員を選出と任務)

第7条 役員を選出並びに任務は、次の通りとする。

- (1) 役員は、総会において会員より選出し、承認を受ける。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会務を監査する。
- (6) 顧問は、会長から任命され、会長を補佐する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会合の種類及び運営)

第9条 本会の会合の種類及び運営は、下記の通りとする。

- (1) 総会は、年1回これを開く。
- (2) 役員会は、役員で構成し、会務を執行する。
- (3) 総会及び役員会は、会長がこれを召集し、出席者の過半数をもって可決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、最高の議決機関であって、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告並びに決算
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 規約の改正

(部会)

第11条 本会に各種の部会を置くことができる。部会長は、会長がこれを任命する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(慶弔)

第14条 会員並びに関係者の冠婚葬祭等に際しては、会長は役員と相談し、金品等を贈ることができる。

(付則)

この規約は、平成6年8月2日より施行する。

平成 7年6月23日	一部改正
平成11年6月25日	一部改正
平成13年6月22日	一部改正
平成16年6月25日	一部改正
平成20年7月24日	一部改正
平成22年7月 1日	一部改正
平成23年7月 5日	一部改正
平成24年7月 3日	一部改正
平成28年7月 6日	一部改正

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和6年4月24日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	議員活動の為の情報収集 議会での質問に役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払い の効果を明記の こと	◆本会の活動内容 あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等 ◆本会の活動頻度 年4回開催 ◆参加者の状況 地方議員 議会や、議員活動に役立てている。			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000 円	講演会、研修会、会報誌	11
	合計 30,000 円			
備考	添付資料：会規約、会報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。

第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。

第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。

2 本会の活動目的・主旨に反する行為、倫理を逸脱した行為をした加盟議員には退会を求めます。

第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。

- | | | | |
|--------|----|--------|-----|
| 1. 議 長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会 計 | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 |
| 5. 監 事 | 2名 | | |

2 本会に加盟する議員が勇退した場合、本会の活動趣旨に沿った議員活動や本会の活動への功績を鑑みて、役員で協議の上、相談役への就任を要請します。

第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回（2月・5月・8月・11月）開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。

第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万円 |

②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。

第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。

第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

【2019年度第1回定例会議（2019年5月31日）で一部改正】

【2023年度第1回定例会議（2023年7月14日）で一部改正】

第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）					
会派・議員名 中野雅史					
年 月 日	令和6年4月24日他				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由（地域活動の記事・政党へのリンクなど）				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ 制作等に要した経 費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ドメイン・サーバー利用料	(有)ピュア ネット	25,740 円	7,800×1.1 ×3ヶ月分	9
	〃	〃	25,740 円	7,800×1.1 ×3ヶ月分	47
	〃	〃	25,740 円	7,800×1.1 ×3ヶ月分	96
	〃	〃	25,740 円	7,800×1.1 ×3ヶ月分	134
	〃	〃	25,740 円	7,800×1.1 ×3ヶ月分	162
	※ 50 % 充当 合計 128,700×50%=64,350 円				
備考	ホームページアドレス：http://www.nakano-nara.com 添付資料 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ保守業務委託契約書

ホームページ保守業務委託契約書

中野まさふみ事務所（以下「甲」という）と有限会社ピュアネット（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第 1 条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の内容については委託の範囲外とする。

- （1）乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
- （2）ホームページデータの保全（バックアップ・リストア）のための作業。
- （3）ホームページのアクセス解析およびこれに基づいた改善提案と報告作業。
- （4）甲の依頼に応じて、月当たり A 4 に換算して 1 頁以内のホームページ更新作業。

2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第 2 条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金 7,800 円（税別）を支払う。

2. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第 3 条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

2. 契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに 12 ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第 4 条 再委託の制限

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第 5 条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。

3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 6 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

所有権及び使用権は乙に帰属する。

3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。

4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。

5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。

6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。

7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 7 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 8 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 9 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 8 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 10 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 12 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 13 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 14 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合には、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 15 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

平成 26 年 3 月 20 日

甲 奈良市記之内町 461-3
野村 雅史

乙 奈良市疋田町 2-4-10-103

有限会社ピュアネット

取締役 藤本恵理子

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	令和6年4月30日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費（年会費）			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66,6% （懇談会の費用を除いて充当）			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など ◆本会の活動頻度 年4回開催に講演会開催 他 ◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など 県政に関する情報収集等に役立てた			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	月 5,220 円	引落手数料 220 円 含む	4.19.32. 44.57.72. 87. 102.114. 128.141. 154.166
※66,6% 充当 3,476 円 （月 5,220 円×66,6%）×13ヶ月＝45,188 円 充当				
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町
10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な
地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の
市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同す
る個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席
を認める。ただし、総会での議決権は認めない。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。
(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………3名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、参与、相談役を置くことができる。

3 役員は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総 会)

第7条 本会の総会は会員及び役員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は会員の新規加入、役員の選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運 営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととし、具体的作業は事務局が行うこととする。

(経 費)

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和6年9月25日他				
表題と発行部数	中野雅史県政報告 18000部				
対象者	大和郡山市内部				
配布方法	郵便等				
発行目的	県政報告を行い意見要望等を求める				
按分率の説明	按分率 95%その理由 (政務活動以外の内容を含むため)				
内容	議会報告				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	製作、編集 印刷代	(株)大和政 経通信社	311,080	18,000 部	81
	宛名シール 貼付け作業 代、宛名シ ール印刷代 他	(株)コシノ	221,589		80
	郵便代	日本郵便	1,588,860	17,654部	82
	※ 95 % 充 当 合 計 2,121,529×95%=2,015,453 円				
備考	添付資料:				

注 発行した広報紙を添付してください。



郵便区内特別

混乱を極めている 県全体の防災体制 場当たりのでなく、地に足つけた見直しを

奈良県議会の中野雅史は県議会6月定例会で、所属する会派「自由民主党・無所属の会」の代表質問に登壇し、昨春の知事就任後、混乱を極めている奈良県全体の防災体制について山下真知事の考えをただし、「場当たりの考えではなく、地に足をつけた見直しを」と強く求めました。豊臣秀長が取り上げられるNHK大河ドラマを機にした観光戦略、県市場整備などについても質問しました。私の県議会活動についてご報告いたします。

山下知事が就任されてから1年以上が経過しました。この間、山下知事は選挙の公約に基づき、事業の執行見直しが行われ、何の議論もなく、橿原公苑を中核的広域防災拠点に位置付け、五條市に取得した県有地にはメガソーラーを整備する計画を公表。

県議会は山下知事が提案した五條市のメガソーラー計画を盛り込んだ今年度予算を修正(削除)して可決しています。県が五條市で開いた住民説明会では、「地元の同意は必要ない」「反対があっても事業を進める」と発言された山下知事の手法に対して大変厳しい指摘や反対の声が寄せられています。

県は今年6月、全国47都道府県で唯一、陸上自衛隊の駐屯地がない奈良県へ、駐屯地の配置を求める要望書を国に提出しました。仮に五條市への誘致となれば、防災拠点の整備計画を変更する必要性もあり

ります。

私は「奈良県全体の防災体制と、将来を考えると、場当たりに検討するのではなく、遅きに失したとは言え、まずは修正された今年度予算に従い、奈良県全体の防災体制のあり方について、地に足をつけたゼロベースでの見直しに取り組むべき」と強く指摘し、山下知事の考えをたしました。

これに対して山下知事は「さまざまな分野の専門家で組織し奈良県全体の防災のあり方の検討部会で議論いただいている。今年1月の能登半島地震では非常用電源の必要性が顕在化した。検討部会で議論をいただきながら、太陽光発電の検討も深めていきたい」と答弁、太陽光発電計画はあきらめていないことを強調しました。

私は「五條市の広域防災拠点は国が南海トラフ地震に関する計画に位置付ける



広域防災拠点の整備を計画していた県有地、山下知事は太陽光発電を検討

国家的プロジェクト。地元自治体や、地域住民の理解、協力なしでは進められるものではない。地元をないがしろに事を急いでも、行き詰ることは目に見えているし、目に見えたのではないかと指摘し、「県民にとって『失われた4年間』とならないよう、声に耳を傾け、慎重な県政の舵取りを」と、強く求めました。



子供は国の宝 お年寄りは国の財産

まちづくり、国づくり、それは人づくりです。

奈良県議会議員 中野 まさふみ

中野まさふみ事務所

639-1027大和郡山市池之内町461-3
TEL 0743-54-3300 FAX 0743-54-3305
fo@nakano-nara.com

この県議会活動報告の紙面は、これまでに中野雅史に対して県政のご意見・ご要望をいただいたり、ご紹介いただくなど、ご縁を頂戴した方々にお送りさせていただいています。宛名、住所のご変更などがございましたら、まことにお手数ですが、当事務所までご連絡いただけますと幸いです。

秀長の大河ドラマ放送、大阪関西万博開催

子どもの学び深める効果的施策や地域経済活性化求める

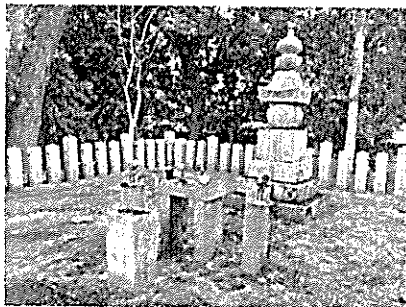
豊臣秀吉の弟で大和郡山市にある郡山城の城主を務めた豊臣秀長が令和8年のNHK大河ドラマ「豊臣兄弟」で取り上げられることが決まりました。秀長は城下町の整備に尽力し、現在の大和郡山市の基盤を築いた人物と言えます。市内には秀長ゆかりの社寺が多く残されており、市は「大河ドラマ2026係」を設置し、観光PRに取り組もうとしています。

また来年には、いよいよ大阪・関西万博が開催。世界各国から1日最大23万人、開催期間中(4月13日～10月13日)に2300万人の来場があると推測されています。奈良の歴史文化や豊かな自然景観、優れた食の魅力を国内外に発信し、観光誘客につなげる、またとない好機です。

代表質問では、これら奈良を訪れたチャンスをもどのように活かし、誘客、観光消費の増につなげていくか、具体的な方針について県の考えを聞きました。

山下知事は「万博会場で奈良の観光、食、歴史、文化、産業をあますことなくPRしていく。また期間中は県内での連携イベント、地域一体型オープンファクトリーや周遊型観光に取り組んでいく」と答弁。

また秀長関連については「過去の実例か



大和郡山市箕山町にある豊臣秀長の墓所「大納言塚」

議長に就任

議会6月定例会の最終日には役員改選が行われ、その結果私、中野雅史が第105代議長に選出されました。県議会の伝統と品格を重んじ、さまざまな県政課題が山積する中、「着眼大局、着手小局」を心掛けた議会運営に努めてまいります。

選出後に開かれた記者会見で私は「二元代表制の一翼を担う議会の代表者である議長として、その役割を十分に発揮できるよう、与えられた任務をしっかりと果たしていきたい」と話をさせていただき、決意をあらたにいたしました。

ら見ても大河ドラマによる観光誘客の効果は非常に高く、大和郡山市をはじめゆかりの市町村、交通事業者と協力して情報発信や受け入れ体制の整備を進めていく。

老朽化が進む県中央卸売市場の再整備

開業に向けた早急な取り組み求める

大和郡山市筒井町にある県の中央卸売市場は、老朽化が進んでおり、県の早急な整備が求められています。山下知事は就任後に関連予算を執行停止し、整備内容の見直しを行っていました。

再整備は、市場がある「市場エリア」に加えて、地域全体を活性化させる「賑わいエリア」の整備を検討し、地元から期待が寄せられています。代表質問では、この市場エリアと賑わいエリアが親和性を持って整備していく重要性を説き、具体的な整備方針や今後の進め方について県の考えをいただきました。

県は賑わいエリアについて、一般消費者だけでなく、食品加工機能や物流機能を有する施設など、市場の機能強化と活性化を目指すと説明。

市場エリアと賑わいエリアは、整備中の市場機能の継続を優先し、その間に賑わいエリアの整備アイデアを事業者から募集

域の活性化につなげていくためには、飲食や宿泊の観光消費が非常に重要になるため、さらに力を入れていく」と述べました。

私は、地域経済の活性化につなげるための施策はもちろんのこと、秀長の大河ドラマは子どもたちにとって歴史に興味を持ってもらうチャンス。学びを深める観点での効果的な施策を講じるよう求めました。



老朽化が進む県中央卸売市場

する時間を得るため、段階的発注と整備を行うとの方針を明らかにしました。

加えて市場周辺にある「まほろば健康パーク」と京奈和自転車道との連携についても検討を深めていくとしています。

市場エリアは令和13年度、賑わいエリアは同15年度の開業を目指していますが、私は10年もの歳月がかかる中、後々のため、今やらねばならないことを早急に取り組むよう求めました。

若者の間で増加する市販薬の過剰摂取

「薬物乱用防止教室」の実施率向上、強く訴え

近年、若者の間で増加している市販薬の過剰摂取、乱用「オーバードーズ」が問題になっています。総務省や厚労省などが全国各地の消防本部を対象にした調査では、令和5年1月から6月の半年間でオーバードーズが原因と疑われる救急搬送者が5625人に上っています。

これらの背景には、いじめや家庭内暴力などが潜んでいます。学校教育の場では「薬物乱用防止教室」が中学校、高校で年1回は開催されることになっていますが、奈良県の令和4年度の開催は、高校で83%、中学校で69.9%と全国ワースト5位の状況です。

私は県に対し、学校薬剤師を活用し、「薬物乱用防止教室」の実施率を向上するよう強く求め、次世代を担う若者を何としても守っていかねばならないことを訴えました。

また不登校やいじめ問題に対しても、教育委員会と知事部局がしっかりと連携

を取り、子どもだけでなく、その保護者への支援、個々のニーズに応じた多様な学びの場を提供していく努力も求めました。

高齢者にやさしい奈良県づくり

知事に安心して暮らせる地域づくりの必要性説く

山下知事に対し「高齢者にやさしい奈良県づくり」を強く求めました。高齢者の単身世帯、夫婦のみの世帯、そして今後、認知症の高齢者の方も確実に増えていく見込みになっています。

超高齢化社会は県民一人ひとりが直面する身近な課題になっています。これら山積する課題について山下知事に問い、安心して暮らせる地域づくりの必要性を説きました。

また警察本部長に対し、県警が掲げる「日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現」を求めました。



令和6年度事務所状況報告書

会派・議員名 中野 雅史

①政務活動事務所	☐ 自宅 ☒ 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市池之内町 461-3 電話 0743-54-3300 延べ床面積 39.67 m ²
③他用途との兼用	☐ 無 ☒ 有 ☒ 後援会の事務所 ☐ 政党事務所 ☐ その他 ()
④所有区分	☐ 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 ☒ 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 ☐ 第三者) ☒ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) ☐ 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	☒ 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ☒ 事務所全体面積 39.67 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.835 m ² (b) ☐ 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 19.835 / 39.67 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	☒ 無 ☐ 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	☒ 無 ☐ 有 ☐ 来客専用 按分率 / ☐ 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	☐ 無 ☒ 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会事務所と面積按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。